

令和5年 第6回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和5年6月12日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

括で説明がございます。お願いします。

事務局

1ページをお開きください。
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
別紙記入事件、3件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
事務局より説明がございました。
番号1番より審議してまいりたいと思います。
番号1番につきまして、担当地区の調査委員の報告をお願いしたいと思いま
す。よろしく願いいたします。

5番委員

よろしく願いします。5番、〇〇地区担当の片野羊二です。お願いいたし
ます。
農地法第3条の規定による許可について報告いたします。
6月11日に現場見てきました。
申請地は〇〇から北側へ〇〇へおよそ1.2キロです。6月11日に直接そ
の相手の方にお会いし、電話は6月9日に確認しました。譲り渡しはお父さん
がもう年寄りなのでできないからということでした。娘さんにこの土地を譲り、
畑を耕作をしていくということでありました。農地の効率的利用は所有機械、
労働力、農業技術、営農計画も確認でき実行は確実と思われれます。
年間日数は約150日、田畑を作るというふうなことであります。
周辺、周りはほとんど関係ありませんので、報告いたします。周辺の農地に
は関係ありません。
その他の懸案事項は特にございません。
よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
今、片野委員さんから報告がございました。
皆様のほうからご質問ございませんでしょうか。
（「なし」の声）
なければ、許可とみなしたいんですが、どうでしょうか。
（「はい」の声）
議案23号の1番、〇〇の案件は許可といたします。
続きまして、議案23号の2、農地法第3条の規定による許可申請について、
担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

11番議員

11番、〇〇地区担当の藤井です。
農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。
6月7日、現地調査を行いました。
申請地は、〇〇よりおよそ東へ1km、西へ100mと500mの3ヶ所に

あります。

7日に代理人の〇〇さんに直接お会いして、確認いたしました。譲渡人は相続により取得したが、自宅から遠いため耕作できないので、譲受人が自宅近くにあるので耕作したいということです。

農地の効率的利用は、作業機械、労働力、農業技術、営農計画の確認ができ、実行は確実と考えます。年間従事日数は120日で、田んぼ、トマトを栽培するには十分な日数と思われれます。

また、周辺の農地利用や地域計画実現への支障は別にありません。周辺の耕作は、畑や田んぼのため支障ありません。

その他に懸案事項は特にございません。

よろしくご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、皆さんのほうからご質問があればお願いいたします。

(「なし」の声)

質疑がなければ、承認という形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

ご異議ありませんので、議案23号の2、〇〇の案件は許可といたします。

続きまして、議案23号の3、農地法第3条の規定による許可申請について、担当地区委員さんのご報告を求めます。

12番委員

12番の〇〇担当の庭野と申します。

6月9日に本人に直接会いまして、農地も見まして、確認してまいりました。農地法3条による申請事案の調査結果です。

譲渡人は高齢、また体調が悪く、後継ぎがないということで、買う人は、〇〇さんは耕作したい、買って耕作をしたいということで、田んぼ、数年前から牧草を作っております。〇〇さんのお宅は、サクランボ、米、あとは年間を通してですけれども、和牛を飼育しておりますので、十分に農地として使っていただけることと思います。

それで、牧草をまたずっと作るということなので、周辺の農地への影響も全然ないと思いますので、皆さん、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

ありがとうございました。

ただいまの調査報告、皆さんのほうからご質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声)

では、お諮りいたします。

なければ、承認という格好でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第23号の3は許可といたします。

続いて、議案24号 農地法第4条の規定による許可申請についてですが、私の担当地区のことでありますので、これより職務代理に司会進行のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

職務代理

会長のほうの案件だということですので、私が代わって議事を進めたいと思

います。

それでは、議案第24号 農地法第4条1項の規定による許可申請について、事務局より説明がございします。

事務局

4ページをお開きください。

議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めらる。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしくお願ひいたします。

職務代理

ありがとうございます。

事務局より説明がございしました。

議案24号の1について、担当委員の調査結果を報告願ひします。

1番委員

1番、〇〇地区担当の櫛淵武重です。

申請地というか、伺ったのは、現地を確認に伺ったのは、6月9日に伺いました。

それでは、場所は、〇〇のすぐ下なんですよ。本当に僅かすぐ下で、この春にちょっと火災を起こしてしまひまして、ここにも始末書、それからこの備考欄に事由を書いてありますが、そしてまた建て替へたいということで、その後建て替へたいと思ったら、建築許可が畑で、進入道路といひますか、道路に接続していれば問題なかったんですが、左がちょっと低いもんでから進入道路にちょっと幅が狭いということで、建築許可が取れなくて、ここ何とかせよということでございします。その申請だと思ひます。

先ほど言われたように、48年ぐらゐからここを使ってると言ったんですが、本人が建てたものかな、どうかなというのちょっと確認取れなかったんですよ。前に、すぐ道路のすぐ真ん前に車庫がありまして、それで、あとは全部本人のものは目の前、今かこまってる住宅が2筆あって、それから青い申請地と、その隣も全部宅地になっていひます。そこだけが畑に、入り口だけが畑になって、あとは全部宅地になっておられます。

今回の申請、それと第2種農地ということで、農振もかぶってないし、致し方ないかなという気がいたしておられます。

以上です。

職務代理

ありがとうございます。

地区委員より調査結果の報告がありましたが、この件について質疑がありましたら願ひします。

（「なし」の声）

質疑がないようですので、議案第24号、〇〇の案件は許可してよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

ありがとうございます。

異議がないようですので、許可相当といたします。

続きまして、議案25号 農地法第5条1項の規定による許可申請について、事務局より一括説明がございました。

事務局

6ページをお開きください。

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めらる。

別紙記入事件、3件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

職務代理

ありがとうございました。

議案25号、1番について担当委員の方の調査結果を報告をお願いします。

1番委員

1番の〇〇担当の榎渕武重です。

先ほどの4条と同じく、6月9日に現地を確認しに伺いました。

行った当初、ここ、もう〇〇さんは相続しているんですが、ずっとかなり前から空き家になっておまして、場所的には〇〇から南に川のほうに下った、〇〇があって、すぐ南側ですね、場所です。

空き家になっておられまして、〇〇さんに来るまでに2回か3回相続なさっておられてあって、今、ちょっと舗装がかかっているのと、あるいはもう今、〇〇の駐車場でこの6月までお借りしていたことだそうです。なので、行ったときには車が駐まっておられて、まだ車が駐まっておられます。

それから、奥に見えるほうは元の住宅で、もうこれも解体する。解体が始まっておられました。この一角を全部、実を申しますと、代理者である、この書類を提出された〇〇さんという書士の方のところに行ってお伺いしたんですが、遠方だったもんですから、本人が〇〇在住で遠方だったもんですから、電話でも何ですから、代理者の〇〇さんのところへ伺って、お話を伺ったところ、既に処分しちゃって、〇〇のほうにこの〇〇さんをお願いしとった案件で、それを〇〇がこの方に譲渡するような、譲り渡すような格好になっているもので、調べたら、目の前に農地が残っておったということで、農地が2筆ほどあるんですが、そこが農地が残っておったので、今回の申請ということでございます。

もう一つは、ちょっと今、砂利があるんですが、その右側のところが僅か畑で残っておるんですが、そこは公衆用道路の部分に入っちゃっているんで、別に申請しないようです。

ここは用途地域でございますので、致し方ないのかなという気がいたしております。

私の報告は以上ですが、皆様のご意見を伺いたいと思っております。よろしく願いいたします。

職務代理

ありがとうございました。

調査結果の報告がございましたが、議案25号、1番について、質疑等ございますでしょうか。

(「なし」の声)

なければ、承認いただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声)

ありがとうございます。

異議等がないようですので、議案第25号、1番、〇〇の案件は許可相当といたします。よろしく申し上げます。

続きまして、議案25号、2番、農地法第5条1項の規定による許可申請について、担当委員の中島委員に調査結果の報告をお願いします。

8番委員

8番、〇〇地区担当の中島です。

農地法第5条による申請事案について、調査報告をいたします。

本案件は、鉄塔建替工事に伴うボーリングによる地質調査で、工事終了後、農地に復元する一時転用です。

申請地は、〇〇地区広範囲に点在しております。

6月9日、現地調査を行いました。現地は、地目、田もしくは畑、現況は山林・原野でした。

なお、工事に伴う添付書類として、地権者の同意書、預金残高証明書、設計書、農地復元計画書等が確認でき、転用目的の実行は確実かと思われます。

申請面積なんですけれども、約5反歩のうちの238㎡で、妥当かと思われます。

隣接地は原野もしくは山林で、耕作地は確認できませんでした。

したがって、転用することによって想定される被害はありません。

大穴地区に関しては、その他想定される懸念事項はないと思われます。

すみません、じゃ続きまして芦間のほうです。

9番委員

委員ナンバー9番の〇〇地区担当の須藤です。よろしくお願いいたします。

同じく6月10日、現地を確認しに行っていました。

現況は畑であるけれども、現実はまだ山林・原野であります。

また、この工事に関しては、2か月とありますが、現実には1週間くらいのボーリングの工事で終わるということでありますので、また終わった後は、また復元ということでありますので、話は妥当かなと思われます。

また、周りの農地といっても、現実はまだ原野でありまして、耕作はされていません。したがって、ほかの農地に対する支障等は見受けられないと思います。よろしくお願いいたします。

職務代理

ありがとうございます。

ただいまお二人の委員の方からご説明がございました。

何かご質問等はございますでしょうか。

(「なし」の声)

なければ、承認いただくということといたします。

議案第25号、2番、〇〇の一時転用の案件は許可相当といたします。よろしく申し上げます。

では、続いて議案25号、3番、農地法第5条の規定による許可申請について、担当委員の須藤委員、またよろしくお願いいたします。

9番委員	<p>同じく9番の〇〇担当の須藤です。よろしくお願いたします。</p> <p>6月10日、現地調査を行いました。</p> <p>場所は、みなかみ町の〇〇から北側におよそ900mくらいだと思います。</p> <p>申請者であります〇〇に訪問いたしまして、用地担当、〇〇さんとお話をさせていただきました。</p> <p>現在、〇〇が施工している〇〇工事において、7月より非常にその床版工事が本格化しまして、担当の業者が増えてくるということで、工事事務所の駐車場、また資材置場等が狭くなったため、当該農地を賃借し利用したいとのことでした。また、利用後は、土地を復元して地主にお返しするということであります。</p> <p>また、周りの農地であります。現実には田でありますけれども、現在、耕作をされておりませんので、被害等はないと思われま。</p> <p>また、その周りにおける地域計画実現とか、その支障はないと思いま。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願いしま。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>調査報告がございました。</p> <p>この件について質疑等ございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>なければ、承認ということで、議案第25号、3番、〇〇の一時転用の案件は許可といたしま。よろしくお願いしま。</p> <p>続きまして、議案26号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明がございま。</p>
事務局	<p>9ページをお開きください。</p> <p>議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので、意見の決定を求め。</p> <p>別紙記入事件、2件。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>◇(議案書・順次、朗読説明)</p> <p>以上、よろしくお願いしま。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案26号、1番について、担当委員の近藤委員、調査結果報告をお願いしま。</p>
2番委員	<p>お世話になります。2番、〇〇区担当地区の近藤です。</p> <p>農地法5条による許可後の計画変更事案の調査結果について報告いたしま。</p> <p>本件は、昭和53年7月17日の日付で一般住宅用地として許可を得たものですが、実行されず、内容の変更として再度申請となったものです。</p> <p>申請地は、〇〇より〇〇方面へおよそ500mのところ。</p> <p>6月8日、現地調査を行い、翌日承継者の代理人さんに確認いたしま。</p> <p>当初は〇〇さんが住宅建設を計画していましたが、断念したため実行できず、</p>

今回、〇〇さんが一般住宅を建てる計画をされています。

転用目的の確実性につきましては、申請書、見積書、設計書、資金融資証明が確認でき、許可を受けたらすぐに着工したいとのことでした。実行は確実と思われる。

申請面積の妥当性ですが、周辺の状況からも妥当と思われる。

周辺農地の営農状況への支障の有無は、周辺農地の営農を行う上で、支障が発生する見込みはございません。

同様に、転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害などの防除措置についても、想定される被害等はないと思われる。

そのほかに想定される懸案事項は特に見当たりません。

よろしく審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

職務代理

ありがとうございました。

この件について何かご質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

10番委員

10番、阿部です。

ちょっと事務局に聞きたいと思うんですけども、農地を農地転用して、宅地にして家を建てるという許可というのは、許可申請をして、要するに着工をする期間というのはある程度決まっているのか、それとも一回申請を出しちやえば、そのままずっとそのままになっているのか、その辺、ちょっと教えてください。

事務局

お世話になります。

今回、2件たまたま計画変更ということでこの案件が出た形なんですけれども、両方とも53年の案件です。53年のときに農業委員会が転用許可を出したんですが、3筆出たうちの3筆とも宅地に利用する予定だったものが、一番奥の農地については、転用されない、実行されないまま、畑としてそのまま使われていて、地目変更がされなかったという形になっています。

現実的には、宅地利用、そこは境目になると思うんですが、家庭菜園も宅地でございますので、宅地利用も考えられます。転用は、許可を取った時点で、農地法、ちょっと微妙なんですけれども、放れているはずなんですけれども、地目変更を実行しなかったという形なんです。

このたび近藤さんが扱った案件については、新しく購入される方が〇〇さんから移したんですけども、実行されないままという形になっていますので、そのなってますんで、その1筆の部分については、計画変更で新たに確認で出されたというような形になっております。

この辺の判断については、当然群馬県知事の許可ですから、知事に確認したところ、通常の転用という形ではなくて、計画変更という形で受理という形にしようみたいな形になります。本来であれば、スムーズに、転用の許可を受けたら、スムーズに実行していただく形になっています。

現在は、ほとんどの案件については、許可が出た後、3か月後、1年後、完了時点で執行状況報告、ちゃんと転用したかという調書を頂いています。

転用許可が実行されないというのを防止しています。この制度については、

ちょうど5年ぐらい前に法令の改正によって執行状況報告というのを出す、ということを書かされている形になっています。許可証を出したときに、一緒に報告するようにということで提出をお願いしている形なんですけれども、古い案件については、こういったものがままた出てくることもあるという形になってしまったのが現状でございます。

もう一点の〇〇の案件についても、当時許可が出ていたけれども、違う計画で出た形。相続を受けた者が転用許可を取って、自分の自宅にしようと思ったところが、実行されずに、今度は〇〇さんに駐車場用地として現実には使われている。これについて計画変更という内容でございます。

こちらについても、昭和53年の案件でございますので、同様にですね、今回たまたま重なったわけなんですけど、群馬県知事より計画変更という形で出しなさいということで、提出、書類受理、とさせていただきます。

ちょっと話の説明が上手にできていないんですが、当然転用許可後にスムーズに実行しなさいというのが現実ですので、そうじゃない場合は、本来であれば指導する形になります。

先ほどお話ししたとおり、完了報告書の提出をお願いすることで、実行を促していくという形になっております。

皆様の調査結果で転用許可を出した案件でございますので、その辺については、スムーズに、実行性があるから許可を出した形ですので、その辺はそういう形で指導させていただいているということが現実でございます。

以上、説明としてはよろしいでしょうか。

職務代理 よろしいでしょうか。

10番委員 はい、分かりました。

職務代理 私のほうからちょっと今の件ですが、1か月、1年と報告書あるということですけども、実際、もし何年たてば申請失効とか、そういうことはないんでしょうか。

事務局 追加でご説明申し上げます。

完了報告書については、3か月、1年、あと完了時という形になっています。本来だとスムーズに出ているのがほとんどなんですけれども、やはり、厳しい、経済状況が厳しくて、なかなか実行ができないという点になっています。

そして、あまり、農地法上でいうと、あまり転用されない、現実の畑のまま、農地のままでという場合は、許可を取り消して農地に戻すという行為は、本来行われるケースもございます。

ただ、許可を出す転用の許可は、群馬県知事ですので、県知事の判断になるように聞いています。

私が扱った中では、取り消して農地になったというケースは現在のところ聞いておりません。

現実的には、そういった形で指導される可能性があるということだと思われま

す。

以上です。

て利用をされております。今回、相続の手続をした結果、転用をしてないことが判明したということでございます。

農地法の許可を得ないまま利用してしまったに深く反省し、また始末書を添付いたしましたので、また寛大なるご処置をお願いいたしますということです。

また、周辺の農地や地域計画へは、いずれにも支障はないと思われま

す。その他、特に懸案事項はございません。

よろしくをお願いいたします。

職務代理

ありがとうございました。

この件、先ほどの件と似ているところもございますが、何かご質問ありますでしょうか。

(「ありません」の声)

なければ、許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案26号、2番、〇〇の案件は許可相当といたします。

はい。

事務局

1点だけちょっと補足で説明したいことがあるんで、させてもらっていいですか。

職務代理

はい。

事務局

すみません、時間取らせてもらって、ありがとうございます。

もう一点、登記簿上の地目の考え方についてお話しさせていただきたいと思

います。登記簿上の地目というのは、権利者、所有者もしくは権利者が、自分が使う意図を表すものという考え方です。

その登記を変更することによって、権利を確定させる行為となっておりますので、よくあるケースですが転用許可を取ったら、本来は実行されれば、その所有者の方が地目変更しなくちゃいけないんです。そうすることによって、最後には正式に宅地に変えましたよ、宅地の利用意図です。ということを表すものというふうに考えていただければと思います。

そこが税の課税上の地目、もしくは農地台帳上の地目、登記簿上の地目、それぞれの考え方によって違うケースがありますので、これについてはご注意くださいと思います。

ご自分で転用して、例えば宅地、駐車場に変えた場合は、ご自身で、所有者の方がご自身で地目変更をするということが必要になりますので、その辺をご注意いただけたらと思います。

以上、ちょっと今回の関連についての補足です。お時間ありがとうございます。

職務代理

ありがとうございました。

1番委員

今の、正直、税務課が見に来るんじゃないかって、こっちから申請しなくちゃいけないってことか。

事務局 説明です。税務の地目は税務の課税地目ですから、例えばそれが転用がとおって、宅地じゃなくなっている使用用途であれば、登記簿が畑であっても、農地台帳が何であろうと、課税地目としては、課税の地目を現況確認して、地目をつけます。これはどういう地目で課税しているんですよって表すものです。だから、春、5月に令書の中に地目のあれが入っているところがあると思います。それが両方でている場合がありますので、ご注意いただきたいと思います。それというのは、登記簿上の地目は何か。現況の地目は何か。相違あるような場合、今はもしかしたら課税地目しか出てないかもしれないです、課税の内容のものについては。

登記簿というのは、ご自身がそういう使う意図を表すものですから、登記簿の地目と違ってくる場合もありますんで、税務課のほうは、条件、例えば転用は取っているかどうか、現地を見てどうなのかどうか、それで判断する。地目をつける形になってますんで、農業委員会がこういう形でこういうふうにしなさいってしているわけではございませんので、同じ町の職員なんですけれども、そこは税務課に課税権があって、その課税権によって地目を判断してつけるという行為ですので、農業委員会がどうか、転用の許可を取っているか、それが判断の1つの材料になるということです。以上のとおりよろしいですか。

1 番委員 じゃ、地目変更はこっちに責任があるということだな。

事務局 登記簿上の地目については、ご自身でやっていただく必要があるということです。

1 番委員 税務課が来てから申請すればいいんじゃないんだ。

事務局 本当はそうですね、そういうことです。

6 番委員 税務課は現地調査しねえの。

事務局 本来、現地調査をしなくちゃいけない。年に1回は現地調査をしなくちゃいけないんです。

6 番委員 許可書がきてれば課税するんじゃないの。

事務局 そうですね。そこの段階で、もう農地法の縛りがなくなることでですから、現実的には見えている同じ畑のまんまでも、同じ様相でも、農地法の縛りがないことから、宅地課税される可能性が大きいです。

6 番委員 大きいじゃなくてしなくちゃいけない。

事務局 青柳委員の言うとおりでございます。農地法の許可取った段階で、課税しなくちゃいけないということになる。
以上です。

職務代理 まだお聞きしたいことがあれば。

3番委員 そうなった場合に、地主は異議申立てというのはできるんですか。
家庭菜園も宅地課税されるんですよね。家庭菜園が宅地についていた場合に、それは農地でついているわけで、税務課から言ったら宅地だよと税制上そうなった場合に、そういった異議申立て……

事務局 その辺微妙なんですけれども、農地で持っている農家さんについては、家庭菜園でやっているところと営農でやっているところと微妙に差がありません。
ただし、農地法の許可を取ってない農地は、農地ですから、許可を取っているところだと宅地扱いとなる可能性がありますけれども、それについては、そこが判断の材料です。
異議申立ての話があったんですけれども、異議申立ての場合、これはどういうことかと税務課のほうの説明を伺ってもらうのが原則です。それで納得いかない場合は、そういうケースにつながることはあるんですけれども、もしご心配であれば、そのために課税明細というのを発行させてもらってますんで、そこで内容の説明を受けていただいて、納得がいけない場合は、説明を求めている、了解していただくということになるかと思えます。よろしいですか。

3番委員 はい。

職務代理 議事途中ではございますが、私、ここで議長を会長に譲ります。

事務局 税務の関係では、詳しい話を聞きたいければ、どうぞ私のほうに見えていただいて、説明しますので、よろしくお願いいたします。

12番委員 農業委員会に関係ねえ話。

議長 じゃ、議事を進めたいと思います。
職務代理、ただいままでありがとうございました。
続いて私より進行させていただきます。
議案27号 農地利用集積計画（一括方式）について、事務局より説明がございまして、よろしくお願いいたします。

事務局 11ページをお開きください。
議案第27号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）。
次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。
別紙記入事件、8件。
次のページをお開きください。
農用地利用集積計画概要でございます。
田の使用貸借の通年9, 419㎡、利用権存続期間は5年7, 978㎡、10年1, 441㎡。
畑の賃貸借の通年12, 248㎡、使用貸借の通年17, 715㎡、利用権

存続期間は5年13, 307㎡、10年16, 656㎡。

田と畑の合計は39, 382㎡です。

貸手は15戸、借手は8戸でございます。

13から17ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして皆さんのほうからのご意見、それから質疑等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

なければ、承認していただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、議案第27号は承認といたします。

続きまして、5、協議事項・報告事項に入りたいと思います。

(1) 農地復元届出兼農地台帳登載について、事務局より説明がございます。

事務局

18ページをお開きください。

協議事項・報告事項(1) 農地復元届出兼農地台帳登載について。

農地台帳登載に係る取扱いについての第3の(3)により、農地台帳に登載される農地の報告をいたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

この件について、担当委員さんの、何かお願いをして調べてあるということなので、報告をお願いいたします。

6番委員

6番、青柳です。

農地台帳登載に係る調査結果について報告いたします。

6月5日に現地調査を行いました。

現状は畑として利用しているようで、調査時点ではニンジンの作付が少々ありました。これから耕作されるということは確認できました。

その他、想定される懸念事項は特に見当たりません。

よろしくご審議のほどお願いたします。

議 長

調査報告ありがとうございました。

皆さんのほうからご意見がございますればお願いいたします。

(「なし」の声)

ご質問なければ、承認し、農地台帳に登載することでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、ただいまの案件につきましては承認いたします。

続きまして、(2) 農業経営改善計画の認定について、事務局から報告がご

ざいます。

事務局

19ページをお開きください。

報告第2号 農業経営改善計画の認定について報告いたします。

今回の内容としましては、継続1件、法人への移行1件、新規1件、県認定2件の認定案件となります。

恐れ入りますが、詳細内容については記載のとおりとなりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

これも報告事項だけですね。ご意見をもらうわけにはいかないんで、6番のほうに移ります。

その他の案件でございます。

皆さんのほうで何かございましたらお願いいたします。

はい。

事務局

1点ですね、前回保留させていただいた〇〇の持分移転の関係の話について、近藤委員が用意していただいていますんで、ちょっと全部に至ってないですか、報告をしていただければと思います。

議長

近藤委員、それではお願いいたします。

2番委員

前回でました3条の件ですけれども、譲受人の〇〇さんが取下げの方向でいます。

それで、譲渡人の〇〇さんですか、まだちょっと連絡は電話ではついたんですけれども、また後で事務局のほうに電話をしてくれるそうです。

ということで、まだ正式にはなってないんですけれども、取下げの方向でいきたいと思いますということは言われました。

以上なんですけれども。

議長

ありがとうございました。

書類的にはまだそろってないですが、そのような取下げという方向に向かうということですね。

2番委員

はい。

議長

確定しましたら、また報告をお願いできればと思うんですが。

2番委員

そのときはまた報告いたします。

議長

ほかに皆さんのほうから何かございませんでしょうか。

(「なし」の声)

それでは、事務局のほう、何か用意はございますか。

事務局

ございません。

議 長

以上で議事、報告事項の全てを終了したいと思います。
ありがとうございました。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後2時42分〕